

### 平成28年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| 1 監査の種類  | 行政事務の執行についての監査（行政監査）   |
| 2 監査のテーマ | 許認可等の事務について            |
| 3 監査対象   | 消防本部予防保安課（危険物施設設置等の許可） |
| 4 監査実施期間 | 平成29年2月 2日             |
| 5 監査結果報告 | 平成29年3月31日             |

#### 監査の結果（意見）

#### 措置（具体的内容）・対応状況

##### 【予防保安課】

|  |   |
|--|---|
| <p>(2) 審査担当職員の育成について<br/>危険物施設設置等の許可に係る審査には高度の専門的知識・技術が必要であるとともに、経験も求められる。審査事例の共有化を図るなど、実務研修を通じて経験豊富な職員から経験の少ない職員に対し専門的知識・技術の伝承を行うこと。そして、職員ごとにその専門的知識・技術の習得度を把握し、審査能力の向上に役立てること。【要望事項】</p> | <p>【措置済】 平成29年 4月10日<br/>危険物施設の設置等の許可に係る審査は、四日市市危険物規制審査基準に基づき実施しており、審査の過程で疑義が生じた職員に対しては、経験豊富な職員により個別に実務上の助言をしている。また、審査書類の決裁段階において、係長が担当職員へ審査内容についてヒアリングを行うことで知識・技術の習熟度を把握している。さらに、定期的に係内で法令解釈や審査ポイント等について研修を行うなど、係全体の知識・技術の向上及び共有化を図っている。</p> |
|--|---|